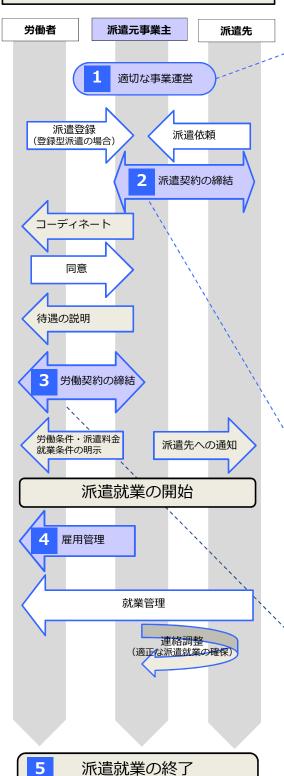
労働者派遣を行う際の主なポイント

労働者派遣の流れ



1 適切な事業運営

✓	チェック
	許可を適切に受けている
	禁止業務への派遣は行っていない
	日雇派遣の原則禁止に該当する派遣は行っていない
	離職後1年以内の労働者の派遣は行っていない
	グループ企業への派遣割合は8割を超えていない
	マージン率などの情報提供を行っている
	期間制限に違反していない
	雇用安定措置を実施している
	キャリアアップ措置を実施している
	毎年度、労働者派遣事業報告書・関係派遣先割合報 告書を提出している

2 派遣契約の締結にあたって

✓	チェック
	事業所単位・個人単位の期間制限を超えての派遣は 行っていない
	派遣契約の必須事項はすべて網羅している

3 労働契約の締結にあたって

✓	チェック
	雇入れ前に待遇に関する事項などの説明を行っている
	派遣先との均衡待遇の確保に配慮している
	労働条件、就業条件、派遣料金の明示を行っている
	社会・労働保険の加入手続を適切に行っている